

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校乾式電子複写機（東部）借入（単価契約）（再々リース）

2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 関西MA事業部 官公庁・文教営業部

3 随意契約理由

本機器は、教専第 7013 号「大阪市立学校乾式電子複写機（東部）再リース（単価契約）」として、令和 6 年 9 月の大阪市総合教育会議において、プリンタ環境の改善など、学校の I C T 環境の改善について検討する必要性が生じたため、学校現場のプリンタ環境の把握と、教育現場の実情に適した環境を整備するには、一定の検討期間が必要となるため、発注計画を見直し、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで再リース契約を行っている。

その後、発注時に再度業者聞き取りを行った結果、機器設置・設定完了までに要する期間が想定期間より必要となったこと、機器の仕様や発注単位だけでなく、契約手法を含めた多角的な観点で、学校全体の印刷環境を最適化する方法について検討を重ねた結果、学校現場に配慮し、機器の設置・設定に関して夏休み期間中に行うことなど総合的に判断し、令和 8 年 8 月末までは、現行機器を引き続き使用することとした。

本機器については、学校現場において教育活動を行う上で必要不可欠であり、令和 8 年 8 月 31 日まで使用状況に耐え、現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、上記業者と令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 7 9 2 2)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校乾式電子複写機（西部）借入（単価契約）（再々リース）

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

本機器は、教専第 7014 号「大阪市立学校乾式電子複写機（西部）再リース（単価契約）」として、令和 6 年 9 月の大阪市総合教育会議において、プリンタ環境の改善など、学校の I C T 環境の改善について検討する必要性が生じたため、学校現場のプリンタ環境の把握と、教育現場の実情に適した環境を整備するには、一定の検討期間が必要となるため、発注計画を見直し、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで再リース契約を行っている。

その後、発注時に再度業者聞き取りを行った結果、機器設置・設定完了までに要する期間が想定期間より必要となったこと、機器の仕様や発注単位だけでなく、契約手法を含めた多角的な観点で、学校全体の印刷環境を最適化する方法について検討を重ねた結果、学校現場に配慮し、機器の設置・設定に関して夏休み期間中に行うことなど総合的に判断し、令和 8 年 8 月末までは、現行機器を引き続き使用することとした。

本機器については、学校現場において教育活動を行う上で必要不可欠であり、令和 8 年 8 月 31 日まで使用状況に耐え、現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、上記業者と令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 7 9 2 2)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校乾式電子複写機（南部）借入（単価契約）（再々リース）

2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 関西MA事業部 官公庁・文教営業部

3 随意契約理由

本機器は、教専第 7015 号「大阪市立学校乾式電子複写機（南部）再リース（単価契約）」として、令和 6 年 9 月の大阪市総合教育会議において、プリンタ環境の改善など、学校の I C T 環境の改善について検討する必要性が生じたため、学校現場のプリンタ環境の把握と、教育現場の実情に適した環境を整備するには、一定の検討期間が必要となるため、発注計画を見直し、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで再リース契約を行っている。

その後、発注時に再度業者聞き取りを行った結果、機器設置・設定完了までに要する期間が想定期間より必要となったこと、機器の仕様や発注単位だけでなく、契約手法を含めた多角的な観点で、学校全体の印刷環境を最適化する方法について検討を重ねた結果、学校現場に配慮し、機器の設置・設定に関して夏休み期間中に行うことなど総合的に判断し、令和 8 年 8 月末までは、現行機器を引き続き使用することとした。

本機器については、学校現場において教育活動を行う上で必要不可欠であり、令和 8 年 8 月 31 日まで使用状況に耐え、現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、上記業者と令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 7 9 2 2)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校乾式電子複写機（北部）借入（単価契約）（再々リース）

2 契約の相手方

シャープマーケティングジャパン株式会社

3 随意契約理由

本機器は、教専第 7016 号「大阪市立学校乾式電子複写機（北部）再リース（単価契約）」として、令和 6 年 9 月の大阪市総合教育会議において、プリンタ環境の改善など、学校の I C T 環境の改善について検討する必要性が生じたため、学校現場のプリンタ環境の把握と、教育現場の実情に適した環境を整備するには、一定の検討期間が必要となるため、発注計画を見直し、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで再リース契約を行っている。

その後、発注時に再度業者聞き取りを行った結果、機器設置・設定完了までに要する期間が想定期間より必要となったこと、機器の仕様や発注単位だけでなく、契約手法を含めた多角的な観点で、学校全体の印刷環境を最適化する方法について検討を重ねた結果、学校現場に配慮し、機器の設置・設定に関して夏休み期間中に行うことなど総合的に判断し、令和 8 年 8 月末までは、現行機器を引き続き使用することとした。

本機器については、学校現場において教育活動を行う上で必要不可欠であり、令和 8 年 8 月 31 日まで使用状況に耐え、現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、上記業者と令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 7 9 2 2)

随意契約理由書

1 案件名称

学習系ネットワーク無線 LAN アクセスポイント環境システム機器等一式借入（再リース2回目）

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

本機器は、令和2年度大契甲第7007号「学習系ネットワーク無線 LAN アクセスポイント環境システム機器等一式 長期借入」として契約したものである。引き続き契約した再リース期間の令和8年3月31日にリース期間満了を迎える。

次期機器の借入については、次期ネットワーク構築を進めるための「大阪市教育情報ネットワークの構築及び運用保守等業務委託」において決定した事業者がネットワーク設計を行い、同設計に基づき次期機器借入手続きを進めるものである。

次期ネットワークの稼働開始予定が令和9年10月からのため、現行ネットワークを令和9年9月まで利用する必要があり、現行ネットワークの機器についても同期間まで契約延長を行うものである。

本契約にて借り入れているルータは、学校内に敷設するインターネット回線 ONU と校内 LAN 回線の接続機器としての役割を果たしており、また、アクセスポイントについては各教室に設置し各端末との無線接続を行う機器である。各機器が利用できなくなると学校内のネットワークが遮断されてしまい、児童生徒端末の授業利用・教育情報ネットワークへの接続や校務支援システムへの接続などができなくなるため必要不可欠な機器である。

当機器については、今後もなお使用状況に耐えうること、また現行機器の賃貸借契約を継続することで、次期機器導入までの期間において再度入札にて導入し、設置工事を実施より経費の抑制を図ることができることから、令和8年4月1日から令和9年9月30日までの間、現行借入業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

教育情報ネットワーク無線 LAN アクセスポイント一式借入（再リース2回目）

2 契約の相手方

株式会社 JECC

3 随意契約理由

本機器は、令和5年度大契甲第4004号「教育情報ネットワーク無線 LAN アクセスポイント一式長期借入」として契約したものである。引き続き契約した再リース期間の令和8年3月31日にリース期間満了を迎える。

次期機器の借入については、次期ネットワーク構築を進めるための「大阪市教育情報ネットワークの構築及び運用保守等業務委託」において決定した事業者がネットワーク設計を行い、同設計に基づき次期機器借入手続きを進めるものである。

次期ネットワークの稼働開始予定が令和9年10月からのため、現行ネットワークを令和9年9月まで利用する必要があり、現行ネットワークの機器についても同期間まで契約延長を行うものである。

本契約にて借り入れているアクセスポイントについては各教室に設置し各端末との無線接続を行う機器である。機器が利用できなくなると学校内のネットワークが遮断されてしまい、児童生徒端末の授業利用・インターネットへの接続や校務支援システム等各システムへの接続などができなくなるため必要不可欠な機器である。

当機器については、今後もなお使用状況に耐えうること、また現行機器の賃貸借契約を継続することで、次期機器導入までの短期間において再度入札にて導入するより経費の抑制を図ることができることから、令和8年4月1日から令和9年9月30日までの間、現行借入業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 校園ネットワーク業務システム用サーバ装置等一式借入(再リース)

2 契約の相手方

株式会社 JECC

3 随意契約理由

当該機器は、校園ネットワーク業務システム（以下、本システムという）で使用するサーバ装置等のハードウェア（サーバ装置、端末装置、ネットワーク装置、その他）及びソフトウェアの借入に関するものとして、令和2年度大契甲第7001号 校園ネットワーク業務システム用サーバ装置等一式 長期借入として、(株) JECC と契約し、令和3年2月1日から借入を開始し、令和8年1月31日をもって当初の借入期間満了を迎える。

本システムについては、自治体情報システム標準化の対象となる20業務のうち、「就学援助事務」がサブシステムとして実装されており、本来は、令和8年1月に就学援助の標準準拠システムがリリースされるタイミングにあわせて、機種更新を完了し、リース機器の延長はしない方向であったが、令和6年2月の標準準拠システムの調達が不調となったため、本システムを継続利用することとなったが、就学援助の標準準拠システムとデータ連携する予定で機種更新を行う予定であったことから、業務委託内容が大幅に変更となり、その改修内容の再検討・経費見直し、機種更新スケジュールの見直し等を行い、安全にリリースできる時期として令和8年7月末に実施することが、局内WGにおいて決定した。

上記の理由から、現行機器のリース期間満了を迎えると、現行業務の遂行が困難となることから、再調達により借入を開始するまでの令和8年2月1日から令和8年7月31日まで現行機器を引き続き使用する必要がある。

その間、現行機器については継続して使用に耐えうるができることから、令和8年度分として、令和8年4月1日から令和8年7月31日まで現行借入業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度中央図書館閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）（その2）

2 契約の相手方

株式会社図書館流通センター関西支社

3 随意契約理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期やタイトル、価格等を予測することは不可能である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度中央図書館閲覧用雑誌買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

有限会社福島書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたるうえ流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06 - 6539 - 3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度西ブロック館（西淀川図書館ほか4館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

有限会社福島書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度北ブロック館（東淀川図書館ほか4館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社紀伊國屋書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度東ブロック館（旭図書館ほか3館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社紀伊國屋書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度南西ブロック館（阿倍野図書館ほか4館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社今西書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度南東ブロック館（平野図書館ほか4館）閲覧用図書買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社今西書店

3 随意契約理由

業者選定理由

市立図書館における図書の買入は、今後1年間に発行される図書を対象としているが、発行時期、タイトル及び価格等を予測することは不可能である。また、製品指定を行ったり代替品で充当したりできるような性質のものでもない。

したがって、納入業者の決定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価での契約ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって決定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

令和8年度西ブロック館（西淀川図書館ほか4館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 西日本書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

令和8年度北ブロック館（東淀川図書館ほか3館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 西日本書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

令和8年度東ブロック館（旭図書館ほか3館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 西日本書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

令和8年度南東ブロック館（平野図書館ほか4館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 今西書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 物品名称

令和8年度南西ブロック館（阿倍野図書館ほか4館）閲覧用雑誌 買入（歩引率・単価契約）

2 契約の相手方

株式会社 今西書店

3 随意契約理由

市立図書館における雑誌の買入は、今後1年間に発行される雑誌を対象としているが、多種にわたる上、流通ルートにのらない雑誌も多く、発行時期やタイトル、価格等も変動的で予測が困難である。また、代替品で充当できる性質のものではない。

したがって、納入業者の選定にあたっては、この性質の特殊性に鑑み、総価や単価ではなく、1冊あたりの定価からの歩引率（割引率）によって選定することとしている。

今年度においては、公募により歩引率の見積り合わせを実施して最も高い歩引率を提示した業者を選定したうえで、性質の特殊性を加味し、特名随意契約を締結するという競争性を働かせた契約方法によっている。

上記見積り合わせの結果、最高の歩引率を提示した上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 TRC新刊全件マークほか4点買入

2 製品名称

- (1) TRC新刊全件マーク
- (2) 内容細目ファイル
- (3) 典拠ファイル
- (4) TRC TOOL i
- (5) 雑誌データ

2 契約の相手方

株式会社 図書館流通センター 関西支社

3 随意契約理由

(1) TRC新刊全件マーク

大阪市立図書館業務全般の電算化に伴う書誌データベースの構築に際して、TRCマークを採用し、多様な検索に対応できる書誌データに基づく検索システムを構築している。データベース資産の有効活用を図るためには、蓄積されたデータベースとの整合性が保たれる必要があり、当該システムに必要な書誌データの条件に合致しているのはTRCマーク以外にはない。

上記業者は、TRC新刊全件マークを取り扱っている唯一の業者である。

(2) 内容細目ファイル

内容細目ファイルは各種全集等の収録作品の書名・著者などのデータである。書誌データベースの構築のために採用したTRCマークと一体化して採用することで、幅広い検索にも対応可能となる、必須の書誌情報である。

上記業者は、TRC内容細目ファイルを取り扱っている唯一の業者である。

(3) 典拠ファイル

典拠ファイルは、著者および機関名、出版者名、件名などを相互に参照・検索できる典拠データである。書誌データベースの構築のために採用したTRCマークと一体化して採用することで、幅広い検索にも対応可能となる、必須の書誌情報である。

上記業者は、TRC典拠ファイルを取り扱っている唯一の業者である。

(4) TRC TOOL i

TRC TOOL iとは、TRCマークを検索し、株式会社図書館流通センターが提供する書誌データをダウンロードできる図書館専用Webシステムである。図書館の書誌データはTRCマークを採用していることから、これまで蓄積してきたデータの整合性、有効活用を図りつつ、図書館に寄せられる膨大な量の寄贈図書館の書誌データ作成には、TRC TOOL iによるデータベースの利用が不可欠である。

上記業者は、TRC TOOL iを取り扱っている唯一の業者である。

(5) 雑誌データ

図書館向け雑誌マークは、TRC雑誌マークしか存在しない。上記業者は、雑誌データを取り扱っている唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質が競争入札に適さない契約にあたるため、株式会社図書館流通センターとの特名随意契約とする。

※マーク…「機械可読目録 (Machine Readable Cataloging)」

図書館資料のタイトル名・責任表示・出版者・件名等の書誌情報をコンピュータ処理可能な形で磁気テープ等に記録したもの。

※典拠…特定の標目（著者(個人名・団体名)、件名)だけを集めたデータベース。

著者典拠は、同名異人を区別して識別し、異名同人をまとめて検索できるように管理し、件名典拠は、図書館の内容にそった件名標目のもとで管理し、書誌データ・内容細目とリンクさせ求める資料の効率的な検索を可能にする。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3325）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度中央図書館閲覧用外国新聞(4月～12月分) 買入

2 契約の相手方

株式会社 OCS

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館では、幅広い市民ニーズに応えるため、また「大阪市多文化共生指針」の目標に従い、外国で発行されている新聞についても豊富に揃えサービスの充実をはかっている。

上記業者は在外邦人へ日本国内発行の新聞を届けるため、朝日・毎日・読売・日経各社の支援を受けて設立された業者であり、世界200都市以上に海外代理店・現地法人を有している。そのネットワークを生かして、各国（欧米諸国、南米等）の新聞の輸入業務も充実しており、各国で直接仕入れて独自の航空便にて毎日日本へ発送するシステムをとっているため、発行後速やかに、また安定的に供給できる。未着の号が発生した場合や破損等の交換にも迅速な対応が可能であり、当該業務が求める正確性を確保できるのは、国内で当該業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当 （電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

中央図書館閲覧用新聞（東京新聞ほか35紙）買入

2 契約の相手方

株式会社萬伸社

3 随意契約理由

上記業者は国内の地方新聞を網羅的に収集する大阪唯一の地方新聞取次業者であり
ほかに同種の業者がないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

1 案件名称

中央図書館ほか 23 館閲覧用新聞（朝日新聞ほか 12 紙）買入

2 契約の相手方

株式会社A S C

3 随意契約理由

朝日新聞の全館一括での購入契約は、大阪市全域の販売元である株式会社A S Cのみが可能な事業者であるため。また、朝日新聞の販売店で取り扱う他紙も一括で契約できるのは、株式会社A S Cのみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3327）

随意契約理由書

- 1 案件名称
小学保健ニュース（令和8年4月～令和9年3月発行分）外 買入
- 2 契約の相手方
株式会社少年写真新聞社
- 3 随意契約理由
 - (1) 選定理由
年間購読の刊行紙誌は、各校園における教育活動ならびに管理運営の活動のために必要なものとして、各校園の予算委員会等で検討、選定しています。
 - (2) 業者選定理由
各校園で選定している小学保健ニュース（令和8年4月～令和9年3月発行分）外については、発売元である株式会社少年写真新聞社以外から購入が行えず、発売元である株式会社少年写真新聞社から提出されている、「弊社が唯一の発売元として販売いたしており、他社による販売は一切行っていない」とする「発売元証明書」に基づき、株式会社少年写真新聞社と特名随意契約とします。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局 学校運営支援センター学務担当
(維持運営費グループ：電話 06-6115-7809)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度 読売新聞（令和8年4月～令和9年3月分）ほか3点 買入
- 2 契約の相手方
株式会社読売新聞大阪本社
- 3 随意契約理由
読売新聞、読売 KODOMO 新聞、読売中高生新聞および The Japan News（英字新聞）について、大阪市域の販売元である株式会社読売新聞大阪本社からしか一括購入できないため、特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度 朝日新聞（令和8年4月～令和9年3月分）ほか3点 買入
- 2 契約の相手方
株式会社 ASC
- 3 随意契約理由
朝日新聞、朝日小学生新聞、朝日中高生新聞、朝日ウィークリー（英和新聞）について、大阪市域の販売元である株式会社 ASC からしか一括購入できないため、特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

- 1 案件名称
デジタル製版用原紙 外1点（デュプロ用）（5～7月分単価契約）買入
- 2 契約の相手方
デュプロ株式会社
- 3 随意契約理由
 - (1) 機種選定理由
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、幼児、児童、生徒、教職員及び保護者への配布用資料や児童生徒への問題用紙等を校園内で印刷するために必要な物品であり、日常的かつ頻繁に使用する物品です。
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、製品指定せず入札等により契約しています。
消耗品であるデジタル製版用原紙や印刷インクについては、純正品を使用しないで故障した場合、修理の迅速対応が望めず、校園の業務に支障をきたす可能性があるため、同一メーカーの製品を指定しています。
 - (2) 業者選定理由
デュプロ用のデジタル製版用原紙や印刷インクの購入については、株式会社デュプロの本市における唯一の販売代理店であるデュプロ株式会社に限られるため、上記業者と特名随意契約を締結いたします。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

特名随意契約理由書

1 件名

学校給食用牛乳 買入（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府牛乳処理事業協同組合

3 特名随意契約理由

大阪市の学校給食では「学校給食用牛乳」を活用しているが、国の『学校給食用牛乳供給対策要綱』では「学校給食供給目標及び学校給食供給計画数量に即して、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給することを推進する」ことを方針としており、その供給価格及び供給事業者については都道府県知事が毎年度決定することとしている。これに沿って大阪府は府下市町村分の供給量を取りまとめて『大阪府学校給食用牛乳供給事業者認定基準』を満たす事業者の認定を行い、供給事業者及び供給価格を入札して決定している。

本市の令和6年度供給事業者については「大阪府牛乳処理事業協同組合」となったため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当給食グループ 電話：06-6208-9143

特名随意契約理由書

1 件名

学校給食用物資 製品パン 買入（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪府学校給食会

3 特名随意契約理由

（公財）大阪府学校給食会（以下「給食会」という。）では、大阪府下市町村の学校給食用パンの原料となる小麦・上白糖・脱脂粉乳・油脂・特別パン用副資材を一括して購入し、製品になるまでの品質管理・安全管理を行っている。

特に脱脂粉乳については、文部科学省の通達により、学校給食用としては都道府県学校給食会を通じてでないと購入ができないこととなっている。

また、本市の学校給食用のパンについては、小麦粉や副資材等の原材料の配合を、学校給食における栄養摂取量の基準等に基づき、規格を定めており、本市規格に合ったパンを製造しているのは、学校給食会指定の学校給食用パン指定工場以外にはない。

上記の理由から、大阪市学校給食用（小学校・中学校・義務教育学校分）の供給量を確実に確保し、製品管理までしている業者は他にない。

よって上記業者と特名契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当給食グループ 電話：06-6208-9143

随意契約理由書

1 件名

学校給食用物資 精米・委託米飯 買入（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪府学校給食会

3 特名随意契約理由

本市の学校給食における精米・米飯は、年間 1,900 t と使用量が非常に多く、教育委員会では、安全性を重視し、学校給食専用銘柄を選定している。

大量の米を安定的に確保するために、教育委員会では毎年（公財）大阪府学校給食会（以下、「給食会」という。）と売買契約を締結し、給食会において産地 J A と直接契約することで大量の米を安定的に確保している。

精米については、1 週間単位での納品を行い、委託米飯については、給食会において学校給食炊飯指定工場選定基準を設けており、指定された工場のみでの加工であり、衛生管理及び生産管理から品質管理・安全管理まで委託米飯に関する管理が行われている。

本市では、学校給食における栄養摂取量の基準等に基づき、学年ごとに摂取量を決めており、その摂取量に応じた米飯を学級ごとの必要量を食缶に配食するなど、本市規格に合う米飯を製造しているのは、学校給食会指定の学校給食炊飯指定工場以外にはない。

上記の理由から、大阪市学校給食用（小学校・中学校分）の供給量を確実に確保し、安全管理まで行っている業者は他にない。

よって上記業者と特名契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当給食グループ 電話：06-6208-9143